





介護サービスの利用者が増加する中で、一部の利用者やご家族等による介護職 員への身体的暴力、セクシュアルハラスメントが少なからず発生しています。

このような行為を防止することは、介護職員が安心して働くことができる環境をつくるだけではなく、利用者の皆さまに、よりよいサービスを継続して利用していただけることにもつながります。ご理解とご協力をお願いいたします。



介護サービスの利用者や そのご家族の皆さまへのお願い

次のような行為は、介護職員の心身に影響を及ぼすばかりでなく、 利用者ご自身へのサービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。 利用者やご家族と事業者の信頼関係があってこそ、よりよいサービスの 提供が可能となります。介護職員が安心して働くことができる環境作りに ご理解とご協力をお願いします。

精神的暴力

(言葉や態度によって職員を傷つける)



- (言葉や
- 大声で怒鳴る
- ・威圧的な態度で文句を言う
- ・理不尽な要求を繰り返す
- ・無視を続ける

身体的暴力

- ・たたく
- 蹴る
- ひっかく
- ・つねる
- ものを投げつける



セクシュアルハラスメント

(性的ないやがらせ)

- 必要もなく職員の体をさわる
- 抱きしめる
- 不快感を与える性的な言動をする
- ・ 猥せつな図画を見せる

以下については、ハラスメントとは別の問題としての対応が必要となります。

- ① 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD等)
- ② 利用料金の滞納 ③ 苦情の申し立て
- 注:BPSD とは認知症の症状として現れた行動症状(暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等)・心理症状(抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等)を指します。

出典:厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策」事例集(令和3年3月)

※ 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動や行動(BPSD等)については、介護サービス 事業所や介護施設として、よりよいケアにつながるよう、ケアマネジャー、主治医等関係機関と 相談して対応していきます。